

## 守谷市建設工事等入札心得（電子入札）

守谷市が電子入札により守谷市一般競争入札に付する建設工事等の入札条件及び留意事項等は、次のとおりである。

なお、この入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、守谷市建設工事執行規則（平成 8 年守谷町規則第 4 号）、守谷市契約事務規則（平成 18 年守谷市規則第 11 号）、守谷市電子入札運用基準（平成 18 年 7 月施行）を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### 2 入札方法及び提出資料

- (1) この入札は、入札及び届出等を電子入札システムにより行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい者は、守谷市の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては、総務部管財課に承諾願を提出するものとする。
- (2) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、(1)により承諾を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は持参することができる（封筒の表面に入札書在中と記入し封印を執ること）。
- (3) 入札書の受付日時の間はこの入札の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。郵送による場合には、受付期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。
- (4) 入札回数は、1 回とする。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは、認めない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (6) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。この入札の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送

(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- (7) 紙入札の承諾を得た者は、書面により資料の提出及び入札等を行うことができる。なお、この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。
- (8) 入札書にくじ番号(3桁の任意の数字)を入力すること。紙入札による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇(3桁の任意の数字)」と記載して提出すること。

### 3 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- (3) 紙入札の場合で、記名押印のない場合
- (4) 指定の日時までには到達しない場合
- (5) 入札書を2通以上提出した場合
- (6) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- (7) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- (8) 工事費内訳書の提出がない場合(入札金額と相違があった場合を含む)
- (9) 入札執行(開札)日までに指名停止措置を受けた場合
- (10) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得しない者が入札をした場合
- (11) 担当部局の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- (12) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (13) 電子入札による場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

### 4 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者を落札予定者とするを原則とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者は、失格とする。
- (4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した場合履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落

札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### 5 工事における特例

この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの(建築一式工事7,000万円以上、その他の建設工事3,500万円以上)に該当する場合は、入札執行日(入札の申込を伴う場合にあつては、入札の申込みのあった日)において引き続き3月以上(以下単に「3月以上」という。)の雇用関係がある主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置すること。契約後、主任技術者又は監理技術者をやむを得ず変更する場合も同様とすること。

#### 6 その他

- (1) 一括下請負の禁止。本件を総括的に他人に下請をさせることは認めない。ただし、専門業者にゆだねる方が有利となる場合は、必ず市の承諾を得た上で行うこと。市の承諾無しの下請は、一切認めない。
- (2) この入札案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札決定後に発注者と協議を行い承諾を得ること。